

別記 第1号様式

山武郡市広域水道企業団公告

建設工事等に係る一般競争入札の実施について

建設工事等に係る一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

平成29年7月6日

山武郡市広域水道企業団
企業長 金 坂 昌 典

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|---|
| (1) 工事等の名称 | 山武市松尾町大堤78番地先配水管改良工事<縦6号幹線第2工区> |
| (2) 工事等の場所 | 山武市松尾町大堤78番地先～五反田1804番地先 |
| (3) 工事等の期限 | 契約日の翌日から平成30年3月15日 |
| (4) 発注工種 | 水道施設工事 |
| (5) 工事等の概要 | 本工事は、基幹管路を耐震化するため、老朽化した配水管を耐震管に布設替えするものである。
1. 配水管布設工事
DIP-GX φ300 L=405.5m、φ150 L= 4.2m
φ100 L= 7.6m、φ75 L=23.6m
2. 給水装置工事 11件
3. 配水管仮設工事
呼び径150mm L=379.3m、75mm L=105.9m、50mm L=32.9m
4. 給水管仮設工事 10件 |
| (6) 予定価格 | 落札決定後に公表する |
| (7) 最低制限価格 | 落札決定後に公表する |

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事等の入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 本公告日までに山武郡市広域水道企業団建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に「建設工事」で登載されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は入札前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。

- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (3) 本公告日から開札日までの間、当企業団から指名停止措置を受けていない者でなければならない。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号及び山武郡市広域水道企業団契約に係る暴力団対策措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者でなければならない。
- (5) 次の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (6) その他、発注案件ごとに設定される資格要件
 - ア 当企業団の給水区域（山武郡市広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例第3条第2項に定める給水区域をいう。以下同じ。）に本店を有する者又は当該事業場所（第1（2）工事等の場所）の市町の給水区域に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けた支店等を有する者。
 - イ 資格者名簿において、「水道施設工事」のA等級に格付けされている者。
 - ウ 過去10年間（平成19年度以降）に、官公庁が発注した請負金額が1,000万円以上の配水管工事、又は配水管を含む水道施設工事を元請として受注し、施行した実績（完成・引渡し完了したものに限る。）を有する者。
 - エ 水道施設工事に係る建設業法第26条第1項の規定による主任技術者、又は同条第2項の規定による監理技術者を専任で配置できる者。ただし、配置する技術者は、入札参加者と申請日以前3か月以上の直接的かつ恒常的雇用関係を有する者でなければならない。
 - オ 次の工事の落札者又は落札候補者となった者は、本工事の入札参加資格を失うものとする。
工事名：山武市松尾町松尾87番地先配水管改良工事<縦6号幹線第1工区>
工事名：山武市松尾町五反田2959番地先配水管改良工事<縦6号幹線第3工区>

3 開札等

- (1) 開札の日時及び場所は次のとおりとする。
 - ア 日 時 平成29年8月2日（水）午前10時20分
 - イ 場 所 山武郡市広域水道企業団 事務局3階 大会議室
- (2) 入札参加者（事前確認において入札を無効とされた者を除く。）は、開札に立ち会わなければならない。なお、代理人を立ち会わせる場合にあっては、「開札立会人委任状」を提出すること。また、開札時刻までに立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 入札参加者は、1回目の入札で落札候補者が決定しない場合、直ちに再度入札を2回まで実施するので「再度入札用の入札書2部」、「誓約書」及び「委任状」（年間委任状が提出されている場合は、その写し）を用意し持参すること。
- (4) 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加し有効な入札をした者でなけれ

ばならない。ただし、最低制限価格を下回る入札をした者は、以降の再度入札に参加できないものとする。なお、1回目の入札に有効な入札をした者で入札に立ち会わない入札参加者は、再度入札を辞退したものとする。

(5) 入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

4 現場説明及び設計図書等の縦覧

(1) 本工事等の現場説明書等は、山武郡市広域水道企業団ホームページ（以下「ホームページ」という。）の「入札・契約情報」に掲載する。

(2) 現場説明会は実施しない。

(3) 本工事等の図面、設計書、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の縦覧を次のとおり行う。

ア 縦覧期間 平成29年7月6日（木）から平成29年7月12日（水）
（閉庁日を除く。）

イ 縦覧場所 山武郡市広域水道企業団 総務課 契約管財班

ウ 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで

5 設計図書等の配付

設計図書等を次のとおり配付する。なお、設計図書等の配付を受けなかった者は、入札に参加することが出来ないので留意すること。

(1) 申込先 山武郡市広域水道企業団 総務課 契約管財班
東金市家徳361番地8
電話番号 0475-55-7851
FAX番号 0475-55-7856

(2) 申込方法 希望者は、平成29年7月12日（水）までにホームページの「入札・契約情報」にある、設計図書等申込書に会社名、担当者、住所、電話番号、工事等の名称を明記のうえ、ファクシミリにより申し込みし、ファクシミリの到着を必ず電話で確認すること。（閉庁日を除く。）

(3) 配付方法 設計図書等はホームページからダウンロードの方法により配付する。
なお、ダウンロードする設計図書等のファイルにはパスワードを設定してあるので、(2)の申し込み後確認すること。
また、設計図書等の受領が完了したときは、当該ファイル内にある設計図書等受領確認報告書に必要事項を記入のうえ、(1)にファクシミリにより送付し、到着を電話で確認すること。

6 設計図書に対する質疑

設計図書等の内容に疑義があるときは、次により質問書を提出すること。

(1) 提出期限 平成29年7月13日（木）まで（閉庁日を除く。）

(2) 提出場所 山武郡市広域水道企業団 施設課 工務班

(3) 提出方法 提出はファクシミリに限る。FAX番号 0475-55-7857
送信後は、ファクシミリの到着を必ず電話で担当課に確認をすること。
担当課 電話番号 0475-55-7855

(4) 回答 平成29年7月18日（火）までに、ホームページに掲載する。

7 入札書等の提出方法等

(1) 入札参加者は、入札書及び工事費等内訳書を作成し、必要事項を記載した内封筒に封かんのうえ、建設工事等に係る一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）及び誓約書とともに、必要事項を記載した外封筒に入れて、提出期限までに指定郵送先に届くよう郵送しなければならない。

ア 郵送期間 平成29年7月22日（土）から平成29年7月30日（日）までに必着すること。

イ 提出期限 平成29年7月30日（日）

ウ 郵送先 日本郵便(株)東金郵便局留 山武郡市広域水道企業団 総務課 契約管財班宛

エ 郵送方法 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによること。

(2) 郵送された入札書はいかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。

(3) 次の各号に掲げる入札書等（入札書、申込書及び誓約書をいう。）はいかなる理由があっても受理しない。この場合において、イからエに該当する入札書等があるときは、当該入札書等を郵送した者にその旨を通知する。

ア 持参した入札書等

イ 提出期限を過ぎて届いた入札書等

ウ 指定郵送先以外に届いた入札書等

エ 第1項に規定する郵送方法以外の方法により届いた入札書等

(4) 前項の規定により通知を受けた者は、通知を受けた日から3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって理由の説明を求めることができる。この場合、あて先を「山武郡市広域水道企業団企業長」とする書面を総務課に提出すること。本書面を受理した日から3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって回答する。

8 事前確認

(1) 入札書等を郵送した者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する者であることを開札前に確認したときは、当該者の入札を無効とし、直ちに当該入札書等を郵送した者にその旨を通知する。

ア 資格要件を満たしていないことが明らかな者

イ 複数の入札書を同封した者

ウ 申込書、誓約書を同封していない者

エ 入札書及び工事費等内訳書を内封筒に封かんせず郵送した者

オ 申込書、誓約書及び内封筒に必要事項を記載していない者

カ 内封筒に申込書及び誓約書を入れたため、入札参加資格要件を確認できない者

キ 設計図書等の配付を受けていない者

(2) 入札を無効とされた者は、通知を受けた日から3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって理由の説明を求めることができる。この場合、あて先を「山武郡市広域水道企業団企業長」とする書面を総務課に提出すること。本書面を受理した日から3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって回答する。

9 工事費等内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、当該入札に係る工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）を入札執行者に提出しなければならない。なお、内訳書は本公告第7（1）のとおり入札書とともに内封筒に封かんすること。
- (2) 内訳書は、山武郡市広域水道企業団発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領に基づき作成したものを提出すること。
- (3) 内訳書を提出（内封筒に封かん）しない入札者がいるときは、その者の入札を無効とする。また、提出された内訳書に重大な不備が認められる場合は、当該内訳書を提出した者の入札を無効とすることがある。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び郵便入札約款等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 落札候補者の決定

- (1) 開札の結果に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者につき、最低価格を入札した者を落札候補者、以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。
- (2) 落札候補者がいないときは入札を不調とする。

12 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定

- (1) 入札執行者は、開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、ただちに当該入札者にくじを引かせ落札候補者を決定するものとする。ただし、当該入札者が開札に立ち会っていない場合は、入札事務に関係の無い職員にくじを引かせる。
- (2) 前項の規定は、次順位候補者の順位をただちに決定する必要がある場合に準用する。

13 落札候補者の資格確認及び落札決定

- (1) 落札候補者となった者は、入札日を含めて3日以内（閉庁日を除く。）に、建設工事等に係る一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を総務課に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 落札候補者が提出期限までに資格確認申請書を提出しないとき又は入札参加資格を有しない者であることを確認したときは、当該候補者がした入札を無効とし、次順位候補者に資格確認申請書の提出を指示する。
- (3) 前項の規定により、入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって理由の説明を求められることができる。この場合、あて先を「山武郡市広域水道企業団企業長」とする書面を総務課に提出すること。本書面を受理した日から3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって回答する。
- (4) 前3項の規定は、次順位候補者に資格確認申請書の提出を指示した場合において準用する。
- (5) 資格確認申請書を提出した候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、当該候補者を落札者と決定する。この場合において、すでに確認を行った者を除き、その他の候補者の資格確認は行わない。

- (6) 落札者が決定したときは、当該落札者に対し速やかにその旨を通知するとともに、契約に必要な手続きについて指示する。
- (7) 落札候補者は、資格確認申請書に次の書類を添付し提出すること。
 - ア 同種工事等の施工実績を証明できるもの
 - イ 配置予定技術者の資格を確認できるもの
 - ウ 配置予定技術者、現場代理人の雇用関係を証明できるもの
 - エ 専任技術者証明書（営業所の専任技術者）の写し

1.4 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約を締結しなければならない。ただし、企業長の承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札は効力を失う。

1.5 入札保証金

入札保証金は免除する。

1.6 契約保証金

契約者は、山武郡市広域水道企業団会計規程第92条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

ただし、契約保証金に代わる担保としての国債又は金融機関の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

1.7 支払い方法

完成後一括払いとする。ただし、請負代金額の10分の4以内の前払金（10万円未満の端数は切り捨て）を請求することができる。

1.8 問い合わせ先

山武郡市広域水道企業団 総務課 契約管財班 電話番号 0475-55-7851